

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

- 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十六万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

		その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長	検事総長	区 分	俸給月額
二号	一号	一、〇七八、〇〇〇円	一、一二四、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	一、三五八、〇〇〇円	一、五一〇、〇〇〇円	一、五二八、〇〇〇円

現 行

附 則

第三条 副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十四万四千円とすることができる。

別表（第二条関係）

		その他の検事長	東京高等検察庁検事長	次長	検事総長	区 分	俸給月額
二号	一号	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、二一六、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円	一、二一六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
三一〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円	三五二、一〇〇円	三七九、九〇〇円	四〇四、四〇〇円	四二四、一〇〇円	四五九、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇四、〇〇〇円	六六四、〇〇〇円	七三六、〇〇〇円	八五一、〇〇〇円	一、〇〇六、〇〇〇円

検

事

十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号
三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号
三五二、 一〇〇円	三七九、 九〇〇円	四〇四、 四〇〇円	四二四、 一〇〇円	四五九、 〇〇〇円	四七七、 一〇〇円	五四六、 〇〇〇円	六〇四、 〇〇〇円	二七六、 三〇〇円	二八〇、 一〇〇円	二八五、 五〇〇円	二九四、 三〇〇円	三一一、 六〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二十 号	十九 号	十八 号	十七 号	十六 号
三三九、 七〇〇円	三六六、 三〇〇円	三九〇、 八〇〇円	四〇九、 〇〇〇円	四四三、 九〇〇円	四六二、 〇〇〇円	五二六、 〇〇〇円	五八四、 〇〇〇円	二六五、 三〇〇円	二六九、 一〇〇円	二七四、 五〇〇円	二八三、 三〇〇円	三〇〇、 一〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二五七、八〇〇円	二六六、〇〇〇円	二七六、三〇〇円	二八〇、一〇〇円	二八五、五〇〇円	二九四、三〇〇円	三一一、六〇〇円	三一〇、六〇〇円	三三七、三〇〇円

副

検

事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二四七、一〇〇円	二五五、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三三五、三〇〇円